

○第94回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成25年6月27日（木）14：00～16：40

議事概要：

（1）農薬（シアントラニリプロール、ピリミジフェン）の食品健康影響評価について

①シアントラニリプロール

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺虫剤で、水稻、キャベツ等への新規農薬登録申請及びばれいしょ、たまねぎ等へのインポートトレランス申請がされています。

②ピリミジフェン

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0015 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺ダニ剤で、キャベツ、かんきつ、りんご、いちご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）対象外物質（アザジラクチン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「食品に残留することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるとは考えられない。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*農薬として使用される殺虫剤で、ポジティブリスト制度導入時に人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めた物質です。

（3）特定農薬（電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎）の食品健康影響評価について

①電解次亜塩素酸水

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

\*主に殺菌剤として用いられ、特定農薬への指定が検討されています。

②エチレン

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*主に成長促進剤及び発芽抑制剤として用いられ、特定農薬への指定が検討されています。

### ③焼酎

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*主に殺菌剤及び殺虫剤として用いられ、特定農薬への指定が検討されています。

### （４）農薬（２，４－D、イソウロン）の食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

#### ①２，４－D

・評価第四部会において調査審議することとなったことが報告された。

\*除草剤で、水稻、さとうきび等に使用します。今回、カカオ豆へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

#### ②イソウロン

・評価第三部会において調査審議することとなったことが報告された。

\*除草剤で、さとうきび等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

### （５）その他

・「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方（案）」が報告され、了承された。